

## 行政不服審査法の主な改正概要

行政処分等に関して不服を申し立てる制度を規定した行政不服審査法が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、52年ぶりに改正され、本年4月1日から施行されました。

### <主な改正点>

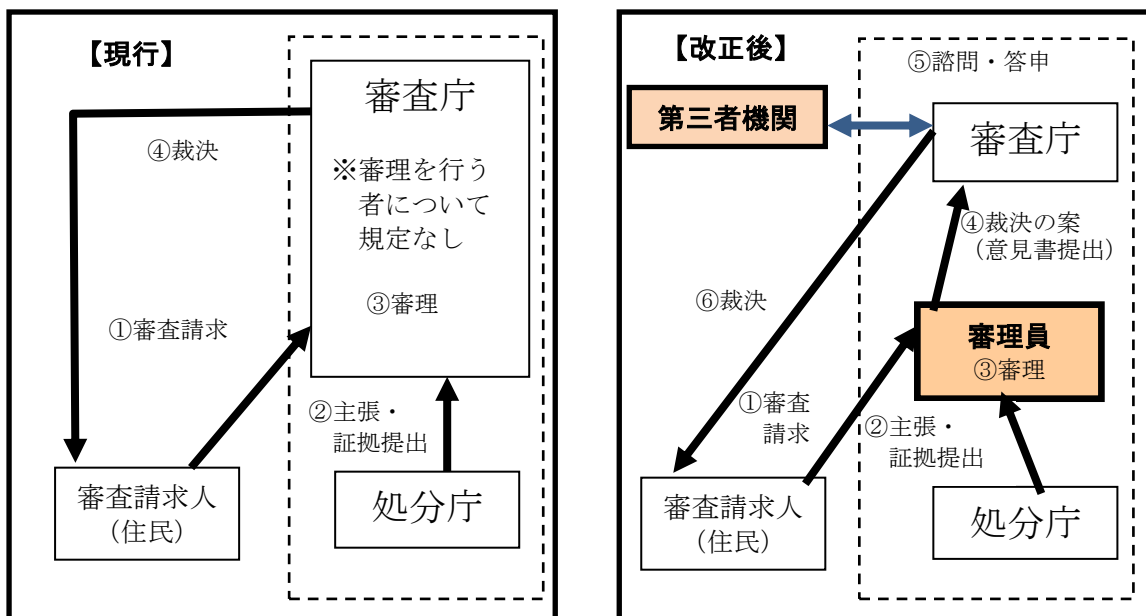
#### (1) 公正性の向上

##### ア 審理員による審査手続の導入

現行法では、不服申立ての審理を行う者について規定がありませんが、改正法では、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、審査庁から指名され、当該審理員が両者（審査請求人・処分庁）の主張を公正に審理します。

##### イ 第三者機関への諮問手続の導入

裁決の公正性を確保するため、武蔵村山市行政不服審査会に諮問することにより審査庁の判断の妥当性をチェックします。



※ 処分庁に上級行政庁がない場合には、不服申立ては、「異議申立て」になります。

##### ウ 審査請求人の権利の拡充

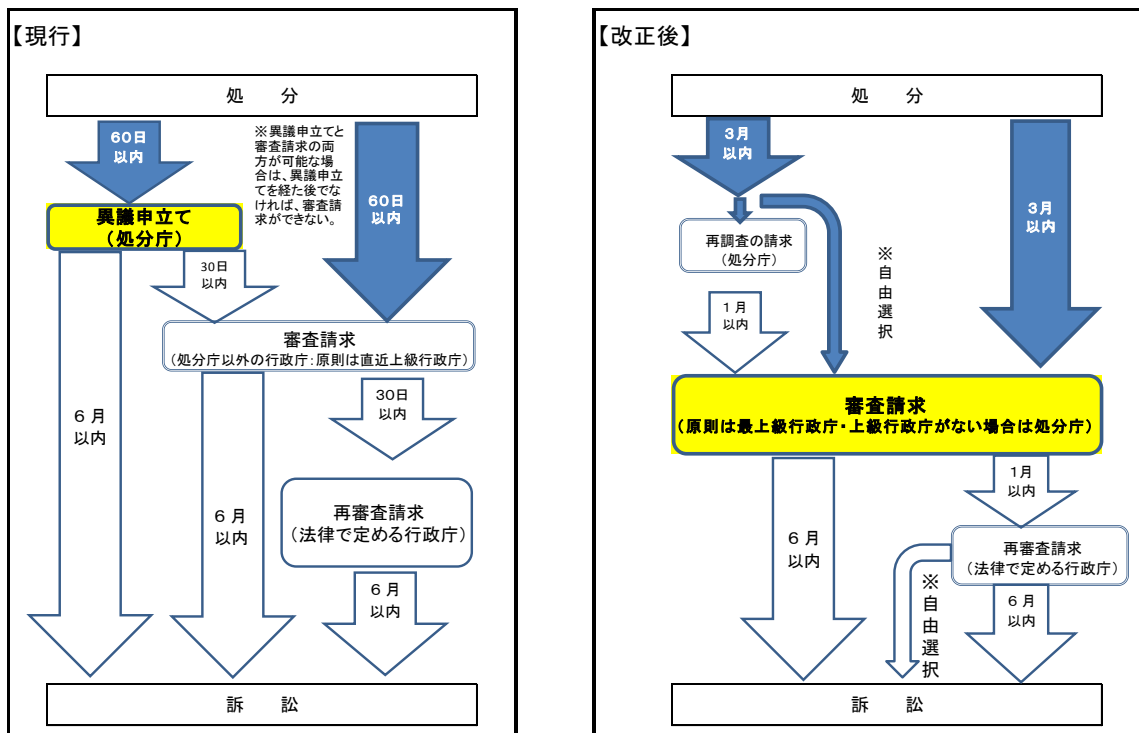
証拠書類等の閲覧に加え、謄写もできるようになるとともに、口頭意見陳述において、処分庁へ質問を行うことができるようになります。

(2) 使いやすさの向上

ア 不服申立て手続を「審査請求」に一元化

現行法では、不服申立ての種類が「異議申立て」と「審査請求」に分かれ、手続が異なっていましたが、改正法では、「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化します。

イ 審査請求をすることができる期間を現行「60日」から「3か月」に延長  
現行法では、審査請求期間を60日としていましたが、国民の権利利益の救済の観点から、審査請求の準備に要する期間等を踏まえ、審査請求期間を3か月に延長します。



ウ 標準審理期間の設定

審理の遅延を防ぎ、迅速に権利利益の救済を図る観点から、審査請求が到達してから裁決をするまでの標準的な審理期間を定めることが努力義務となります。